

F補助金の交付額計算例 (特例増設)

石川県志賀町に自動車部品製造会社が平成25年10月に工場を新設し、平成28年5月に1度目の特例増設、平成29年11月に2度目の特例増設を行い、令和3年度下期に継続の応募(申請)をした場合。

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円) ※	契約電力 (kW)
令和3年 4月	205,751	80
令和3年 5月	206,126	80
令和3年 6月	265,718	100
令和3年 7月	265,135	100
令和3年 8月	266,523	100
令和3年 9月	266,657	100
計	1,475,910	560
平均	A	B
B ÷ M =		D
交付期間の重複によって 最も前の交付期間に係る 基礎値が適用 ↓		
基礎契約電力及び 基礎電気料金 ※	E	F
増加契約電力 D - F =		H
増加電気料金 A - E =	I	
1kW 当たり月額電気料金 I ÷ (H × M) =	J	
算定単価	K	
HとRの小さいほう	S	

その他の算定数値

雇用創出効果	14 人	L
期末雇用者数	16 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	2 人	
電気料金支払月数	6 カ月	M
交付金単価	407 円	N
特例給付金1人当たり の単価	300,000 円	O
算定電気料金の係数	2.0	P
支払電気料金の係数	1.0	Q
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領20ページ
3. 交付金単価より

応募要領10ページ
■特例給付金より

応募要領10ページ
(2) 算定電気料金による
限度額の算定より

応募要領11ページ
(3) 支払電気料金による
限度額の算定より

応募要領7ページ
1. 電力の交付要件より

- ・当初交付期間(平成26年度上期～令和3年度下期)
- ・特例増設1交付期間(平成28年度下期～令和6年度上期)
- ・特例増設2交付期間(平成30年度上期～令和7年度下期)

最も前の「交付期間に係る基礎値」により交付額の算定を行います。(応募要領 Q&A8参照)

⇒令和3年度下期は当初交付期間に係る基礎値により算定

※実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法については
応募要領10ページ参照

電力給付金	375,000	= S × (K - N) × M
特例給付金	4,200,000	= O × L
算定交付額	4,575,000	① 電力給付金 + 特例給付金

特例給付金の交付要件を
満たしている場合

算定電気料金による 限度額	978,000	② = S × (K × P - N) × M
支払電気料金による 限度額	1,248,000	③ = I × Q - (H × N × M)

交付額 **978,000 円**…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)